

監査の結果

1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

2 監査の対象部課等

都市整備部：下水道施設課、公園緑地課

3 監査対象期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

4 監査の実施内容

次に掲げる財務に関する事務を主に、事務が法令に適合し、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、抽出により書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 補助金に関する事務
- (4) 旅費に関する事務
- (5) 金券類の保管状況に関する事務

5 監査の結果

監査の対象となった事務については、次に指摘する事項を除き、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項については、口頭により指導した。

【予算に関する事務執行についての指摘事項】

[公園緑地課]

公園占用料について、算定を誤り、納入通知書を送付していましたので、今後は適正な事務執行をされたい。